

(公印省略)  
県支広第 30044-20 号  
令和 3 年 9 月 29 日

群馬県所管 公益社団・財団法人 代表理事 }  
群馬県所管 移行一般社団・財団法人 代表理事 } 各位

群馬県知事 山本 一太  
(生活こども部県民活動支援・広聴課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒度及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和 3 年 9 月 28 日（火）に開催しました、第 62 回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（10 月 1 日（金）以降）を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

－ 主な要請内容 －

(1) ガイドラインの警戒度

警戒度「4」：35 市町村

(2) 外出・県外移動について

- ・生活に必要な場合を除き、日中も含めた不要不急の外出自粛を要請
- ・県外との不要不急の往来は自粛を要請

(3) 事業者に対する営業時間短縮要請

対象市町村：35 市町村

対象業種：接待を伴う飲食店、カラオケ店及び酒類を提供する飲食店

※飲食店営業許可（食品衛生法）を受けている店舗の事業者を対象

要請内容：午後 8 時から午前 5 時の間の営業自粛要請（酒類の提供は午後 7 時まで）

要請期間：令和 3 年 10 月 1 日（金）から 10 月 7 日（木）まで（7 日間）

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（10 月 1 日（金）以降）』を御確認ください。

担 当：県民活動支援・広聴課 公益法人係 山崎  
T E L：027-226-2148  
F A X：027-223-2944  
e-mail：y-fumi@pref.gunma.lg.jp